

<一般委託>

横須賀市消防局管内応援部隊共通地図(北、中央、南・西、三浦地域)
作成業務委託 仕様書

横須賀市消防局管内応援部隊共通地図(北、中央、南・西、三浦地域)作成業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	大規模地震などの災害が発生した場合に、緊急消防援助隊や広域緊急援助隊(警察)及び自衛隊などの応援部隊が災害応急対策を迅速に行うため、応援部隊の活動に必要な情報を配置した応援部隊共通地図を作成することを目的とする。
2	履行期間	契約の日から令和5年12月28日
3	施行場所	横須賀市消防局警防課の指定する場所
4	業務内容	別紙「横須賀市消防局管内応援部隊共通地図(北、中央、南・西、三浦地域)作成業務委託特記仕様書」のとおり
5	特記事項	別紙「横須賀市消防局管内応援部隊共通地図(北、中央、南・西、三浦地域)作成業務委託特記仕様書」のとおり
6	関係法規	別紙「横須賀市消防局管内応援部隊共通地図(北、中央、南・西、三浦地域)作成業務委託特記仕様書」のとおり
7	資格要件	別紙「横須賀市消防局管内応援部隊共通地図(北、中央、南・西、三浦地域)作成業務委託特記仕様書」のとおり
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	横須賀市消防局警防課 小沼(コヌマ) (ダイヤルイン:046-821-6470)

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

横須賀市消防局管内応援部隊共通地図（北、中央、南・西、三浦地域）
作成業務委託特記仕様書

第1条 目的

本業務は、大規模地震などの災害が発生した場合に、緊急消防援助隊や広域緊急援助隊（警察）及び自衛隊などの応援部隊が災害応急対策を迅速に行うため、応援部隊の活動に必要な情報を横須賀・三浦市管内にプロットした横須賀市消防局管内応援部隊共通地図（北、中央、南・西、三浦地域）を作成するものである。

第2条 準拠する法令等

本業務を**受託**した者は、次の法令等に準拠しなければならない。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 災害救助法
- (3) 水防法
- (4) 河川法
- (5) 土砂災害防止法
- (6) 測量法
- (7) 水害ハザードマップ作成の手引き
- (8) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン
- (9) 避難指示に関するガイドライン
- (10) 神奈川県水防計画
- (11) 横須賀市水防計画
- (12) 防災基本計画
- (13) 神奈川県地域防災計画
- (14) 横須賀市地域防災計画
- (15) その他関係法令、諸規則、通達等

第3条 提出書類、作業種別等

受託者は、本業務の実施に先立ち、予め次の書類を提出し、**委託**者の承認を得るものとする。また、本業務は公共測量に準じ地図調製（空間情報処理）の手法により、主任技術者及び作業班長は測量士を配置。また、技術者には測量士補、地理空間情報専門技術者（GIS2級以上及び防災調査）を配置し、着手時に提出する書類に明示することとする。

- (1) 着手届
- (2) 主任技術者、作業班長届、技術資格証（写）
- (3) 工程表
- (4) その他、発注者が必要とする書類

第4条 成果品の納入期限

本業務に係る成果品の納入期限は、契約の締結日から令和5年12月28日までとする。

第5条 検査・完了

受託者は、本業務の完了後、次の書類を提出し、委託者の完了検査を受け、委託者が修正を必要と認めるときは、速やかに修正を行わなければならない。また、これにかかる費用は、受託者の負担とする。

- (1) 完了届
- (2) 成果品
- (3) その他発注者が必要と認める書類

第6条 貸与物

委託者は、以下の各号について貸与するものとする。

- (1) 横須賀市及び三浦市 1/2,500 都市基本計画図データ (DM データ)
- (2) 横須賀三浦地域防災対策図及び横須賀市ハザードマップ (防災、土砂災害、津波、洪水) 及び各種データ (shape データ) 及び付帯資料
- (3) 横須賀市地域防災計画
- (4) その他必要とされる資料

第7条 業務内容

本業務の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 計画準備・資料収集・整理等

業務に先立ち、本業務が円滑に実施できるよう十分な計画準備を行い、応援部隊共通地図を作成する上で必要な資料を収集・整理し、技術的方針を十分検討するとともに、業務体制及び作業工程等、業務全般の実施計画書を作成する。

- (2) 応援部隊共通地図の検討

貸与資料に基づき応援部隊共通地図の記載事項等について検討・確認を行い、記載する地図のレイアウト、縮尺等を決定する。

- (3) 応援部隊共通地図の作成

以下の応援部隊共通地図を作成する。

- ① 応援部隊共通地図の作成

- (ア) 基図 (地形図)

- a. 各市の都市計画基本図 (1/2,500DM データ) をもとに、地図情報システム (GIS) 等によるコンピューター処理により座標展開 (平面直角座標 9 系) し、作成対象地区の図形を地図調製作業 (空間情報処理) の手法により基図を作成し、正縮尺

S=1:10,000 程度となるよう 5 地区に分割する。

b. 緯度・経度線(UTM グリッド)を表示する。

(イ) 記載項目 (地図情報)

a. 基図上に、次の記載事項等をピクトグラムや記号、色分け等で分かりやすく表示する (配色は参考例)。

- ・鼠色：平面 (道路)、注記
- ・水色：防火水槽、河川・湖沼
- ・黒色：タイトル、方位、スケール、整飾、行政界、注記、管内区域帯、通行規制区間、行政機関 (市町役場・支所、土木事務所、保健所、警察署、消防署等)、医療機関、ヘリポート (常設・臨時)、震災時避難所、土木事務所資材置場・救援物資等ターミナル
- ・橙色：UTM (自衛隊) グリッド線
- ・緑色：広域防災拠点、広域応援活動拠点、緊急消防援助隊進出拠点・宿営場所、広域避難地、主要地方道
- ・黄色：県道
- ・紫色：高速道路
- ・桃色：一般国道 (知事管理区間)、国立公園区域、県立公園区域
- ・その他協議による

② 地図製版・印刷

次の内容で地図製版、印刷、加工を行う。

(ア) 規格

JIS A1 判

(イ) 地図製版及び印刷方式並びに部数

オフセット地図多色刷印刷 (5色/0色片面印刷) 各 100 部 計 400 部

(ウ) 色数

5/0色刷【5色 (ネズミ,C,M,Y,K) /0色】

(エ) 紙質

マットコート紙 57.5kg

(オ) 製本

なし

(カ) 梱包

100 部梱包/袋

(キ) 仕分け

なし

(ク) 校正

3 回程度 (デジタルカラー校正出力、各校正につき 3 部提出)

(4) パネル出力

上記により作成された各図について、次の内容でパネル出力を行う。

(ア) 規格

JIS A0 判

(イ) 出力方法

大型カラーインクジェットプロッター出力 各2部 計8部

(ウ) 色数

4/0色刷【4色(C,M,Y,K)/0色】

(エ) 紙質

インクジェットプロッター専用(プルーフ用紙)紙四六判90Kg

(オ) 製本

なし

(カ) ラミネート加工、アルミフレーム額装

(5) 電子媒体の作成

タブレット端末表示用として、PDF形式又はJPEG形式のデータに変換を行う。

(6) 打合せ等

業務着手時、中間打ち合わせ、業務完了時及び校正打ち合わせについて6回程度行う。

(7) 報告書の作成

業務内容に関する報告書を作成する。

第8条 成果品

以下の各号とするものとする。

- (1) 応援部隊共通地図(北、中央、南・西、三浦地域)印刷図 各100部 計400部
- (2) 応援部隊共通地図(北、中央、南・西、三浦地域)パネル 各2部 計8部
- (3) 応援部隊共通地図(北、中央、南・西、三浦地域)電子データ 1式

第9条 成果品の納入場所

横須賀市消防局庁舎4階 警防課

第10条 その他

- (1) 本業務の遂行において、委託者から資料の貸与を受ける必要がある場合は、本市職員と協議する。なお、貸与された資料は本業務の目的以外に使用してはならず、業務完了後速やかに返却すること。
- (2) 本業務に係る成果品の著作権等の権利は、委託者に帰属するものとし、受託者は発注者の許可なく使用してはならない。
- (3) 受託者は、その不備が確認できた場合は、成果品提出後であっても速やかに、受託

者の費用をもって加筆又は修正するものとする。

- (4) 受託者は業務上知り得た個人情報等の秘密を、他者に漏らしてはならない。
- (5) 本仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者との協議の上、決定するものとする。

以上